

令和5年度ふじのくにNPO活動支援センター運営業務委託 企画提案募集要項

静岡県は、令和5年度ふじのくにNPO活動支援センターの運営業務の実施にあたり、業務を適切かつ確実に遂行できる者を選定するため、企画提案方式により公募する。

1 業務内容

(1) 業務名

令和5年度ふじのくにNPO活動支援センター運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「令和5年度ふじのくにNPO活動支援センター運営業務委託仕様書（案）」のとおり。

なお、最終的な仕様書は、提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、決定する。

(3) 業務期間

ア 基本業務

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 重点業務

令和5年6月頃から令和6年3月31日まで

ただし、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によっては委託しない場合がある。

2 契約限度額

(1) 基本業務

15,275,000円（消費税込み）とする。ただし、受託候補者選定後のヒアリングにより増減する場合がある。

(2) 重点業務

6,558,000円（消費税込み）とする。ただし、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によっては、減額する場合や委託しない場合がある。

3 公募参加に関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。ただし、コンソーシアムでの応募の場合、コンソーシアムの代表法人以外の法人は、ア、イ及びウに限り、条件を満たさなくてもよい。

ア NPOの活動を支援する業務（以下、「中間支援業務」という。）の実績があること。

イ 静岡県内に事務所を有すること。

ウ 非営利法人であること。

エ 法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

オ 今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。

カ 原則として、常勤職員の雇用実績があること。

キ 労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ケ 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県指名（入札参加）停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

コ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者でないこと。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

シ 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者でないこと。

ス 次の(ア)から(キ)のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ロ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(ニ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ヘ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(2) コンソーシアムでの応募

次に掲げる事項に留意すること。

ア コンソーシアムの代表となる法人を定めること。代表となる法人以外の者は、当該コンソーシアムの構成員として扱う。

イ 単独で応募した法人は、同時にコンソーシアムの一員として応募することはできない。また、同時に複数のコンソーシアムの一員として応募することもできない。

ウ 中間支援業務の実績のない法人も、コンソーシアムの構成員となることはできるが、コンソーシアムの代表となることはできない。

エ 応募後の代表法人の変更及び構成員の変更（追加及び削減を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、県がやむを得ないと認め、委託事業の実施が可能であると判断した場合は、4（1）の企画提案書の提出期限内であれば、変更することができる。

4 企画提案等の手続

(1) スケジュール

内容	日程
質問受付期間	令和5年2月17日(金)から2月24日(金)午後4時まで
質問に対する回答	令和5年2月28日(火)まで
参加意思表明書の提出期限	令和5年3月3日(金)午後4時
企画提案書等の提出期限	令和5年3月8日(水)午後4時
選定部会(プレゼン審査)	令和5年3月16日(木)
審査結果の通知	令和5年3月17日(金)

(2) 参加意思表明書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加意思表明書(様式第1号)を提出すること。

ア 提出期限及び提出方法

令和5年3月3日(金)午後4時までに、電子メール、郵送又は持参により提出すること(必着)。

イ 提出場所

後述「8 担当課」

ウ 提出部数

1部

(3) 企画提案書等の作成と提出

別紙1の留意事項に留意して作成すること。

ア 提出書類及び提出部数

項目		部数
参加申込書(様式第2号)		
企 画 提 案 書	申請法人の概要等(様式第3号の1)	
	各業務の具体的な取組等(様式第3号の2)	
	収支予算書(様式任意)	
関 係 書 類① (注1)	中間支援業務についての実績(様式第4号)	原本1部 副本8部
	誓約書(様式第5号)	
	法人の定款等これに類する書類	
	法人の登記事項証明書	
	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 (直近3年分)	
	3(1)コについて証明する納税証明書(管轄する税務署、静岡県財務事務所及び市町税務課で令和5年2月17日以降に発行されたもの。法人住民税及び法人事業税において、静岡県外に主たる事務所のある法人については、主たる事務所のある都道府県、市町、及び静岡県、静岡県内市町(静岡県内に事業所がある場合)のもの。)	
法人の役員名簿		
関 係	委任状(様式第6号)	

書類②	コンソーシアムによる業務実施体制（様式第7号）	
（注2）	コンソーシアム協定書の写し	

（注1）コンソーシアムでの応募の場合は、構成する全ての法人のもの。

（注2）コンソーシアムの場合のみ。

イ 提出期限及び提出方法

令和5年3月8日（水）午後4時までに、郵送又は持参により提出すること（必着）。

ウ 提出場所

後述「8 担当課」

エ その他

企画提案は、1法人又は1コンソーシアムにつき1提案とする。

提出期限までにすべての書類を提出すること。

応募書類は返却しない。

（4）本要項等に関する質問受付及び回答

ア 受付日時及び質問方法

令和5年2月24日（金）午後4時までに、質問書（様式第8号）を、電子メール又はFAXにより送付する。

イ 受付場所

後述「8 担当課」

ウ 回答方法

質問者に電子メールで回答する。また、質問及び回答を県ホームページ「ふじのくにNPO」の「県からのお知らせ」に掲載する。

5 受託候補者の選定及び審査結果の通知

「静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動支援センター運營業務受託候補者選定部会」（以下、「選定部会」という。）において、応募書類の内容及び応募者のプレゼンテーションに基づく審査を行い、受託候補者を選定する。

なお、応募者が1者の場合であっても、審査の結果、受託候補者として選定することができるものとする。

（1）選定部会の委員

氏名	所属・役職
桧森 隆一	学校法人 北陸大学 副学長
松下 光恵	NPO法人 男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事
井ノ上 美津恵	NPO法人 浜松NPOネットワークセンター 代表理事
池田 和也	静岡県労働金庫 本店営業部地域共生推進グループ課長
齋藤 千賀子	富士市 市民部市民活躍・男女共同参画課 市民協働担当統括主幹
田中 雄基	静岡市 市民局市民自治推進課 市民協働促進係長
森本 絵梨	浜松市 市民部市民協働・地域政策課 市民協働グループ長

（2）評価項目

別紙2のとおり

（3）プレゼンテーション

開催日時 令和5年3月16日（木）

開催方法 オンライン（ZOOM）により実施する予定である。

所要時間 応募者による提案内容説明（15分間）の後、質疑応答（15分間）を行う。

※1 プレゼンテーションの時間等の詳細については、令和5年3月6日（月）までに応募者に別途通知する。

※2 応募者は、過去の業務実績に係る資料等を参考に使用することができる。

※3 審査は非公開で行う。

（4）審査結果の通知

審査結果は、令和5年3月17日（金）までに、各応募者に電子メールで通知する。

6 受託者の決定

審査により選定された受託候補者の企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行った上で、双方合意に至った場合に、受託者を決定する。

7 その他

（1）今回の企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。

（2）契約手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限るものとする。

（3）契約保証金は免除する。

（4）契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

（5）業務の実施にあたっては、法令、契約書等を遵守し、静岡県県民生活課と十分連絡調整を図ること。

（6）契約の締結は、本業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。また、仕様書（案）に定める重点業務については、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によっては、業務内容を変更する場合や委託しない場合がある。

（7）仕様書（案）に定める基本業務については、契約締結日を令和5年4月1日とする。仕様書（案）に定める重点業務については、令和5年6月頃に契約を締結する見込みだが、静岡県が国に申請するデジタル田園都市国家構想交付金の決定内容によって、業務内容を変更する場合や、委託しない場合がある。なお、業務内容を変更する場合は、受託者と改めて契約内容の協議、調整を行い、双方合意に至った場合に契約を締結する。

（8）本契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

（9）その他詳細は、仕様書（案）による。

8 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課（静岡県庁西館6階）

電話番号 054-221-3642

FAX番号 054-221-2642

メールアドレス shohi@pref.shizuoka.lg.jp

(別紙1)

令和5年度 ふじのくにNPO活動支援センター運營業務委託
企画提案書の作成における留意事項

様式	項目	留意事項
様式第3号の1	1 申請法人の概要	・ 中間支援業務の実績を、本業務にどのように活かすか、具体的に記載してください。
	2 現状及び課題、実施方針	・ 県内NPO、中間支援等に係る現状を分析し、特に解決すべき課題について、解決すべきと考える理由も含めて、具体的に記載してください。 ・ 本業務の目的を踏まえた上で、応募者が本業務に取り組むにあたって重視することなどを具体的に記載してください。
	3 業務内容、目標、創意工夫	以下の点に留意して作成してください。 ・ 相談対応業務について、実績や実施体制を具体的に記載してください。 【基本業務】 ・ NPO向け講座等の開催について、実施内容とその内容を提案する理由、開催方法、開催回数、成果目標等、特に市町の市民活動センターがない地域のNPOへの配慮を含めて、具体的に記載してください。 ・ 中間支援人材の育成について、研修内容、開催方法、開催回数、成果目標等、その研修内容を提案する理由を含めて、具体的に記載してください。 ・ 伊豆地域市民活動ネットワークの運営支援について、伊豆地域の市民活動関係者のニーズの捉え方、構成員同士の主体的、自発的な交流、連携、協働等の促進に向けた取組、成果目標等を具体的に記載してください。 ・ 上記以外の基本業務で創意工夫した点について、それによって得られる具体的な効果を示しながら、記載してください。
		【重点業務】 ・ NPOの広域ネットワーク化支援について、実施内容とその理由、実施方法、成果目標等を具体的に記載してください。 ・ 若者・移住者のNPO参画支援について、実施内容とその理由、実施方法、成果目標等を具体的に記載してください。
4 運営体制	本業務を遂行するための体制について、従事する予定の人員の氏名、責任範囲、本業務に関係する経験等を示してください。	
様式第3号の2	各業務の具体的な取組等	本業務について、項目別に、具体的な取組及びその概要を記載してください。
任意様式	収支予算書	基本業務と重点業務に分けて作成してください。また、少なくとも、人件費とそれ以外の経費は別項目として記載してください。

令和5年度 ふじのくにNPO活動支援センター運営業務委託
企画提案評価項目

評価項目	評価の着眼点	配点	
団体概要	法人の活動ミッション及び活動計画が、センター業務に適しているか。	5	
	応募目的がセンターの運営業務に適しているか。	5	
業務内容	特定の分野及び地域に特化した企画提案となっていないか。	5	
	効果的で効率的な企画提案であるか。	5	
	自法人の強みや中間支援の実績等を活かした内容であるか。特に相談対応業務の実施体制は適切か。	5	
	以下の業務について、効果的な創意工夫がなされているか。		
	基本業務	NPO向け講座等の開催 (市町の市民活動センターがない地域への配慮、講座等の開催内容とその内容を提案する理由、開催方法、実施回数、成果目標等)	5
		中間支援人材の育成 (研修内容とその内容を提案する理由、開催方法、開催回数、成果目標等)	5
		伊豆地域市民活動ネットワークの運営支援 (伊豆地域の市民活動関係者のニーズの捉え方、構成員同士の主体的、自発的な交流、連携、協働等の促進に向けた取組、成果目標等)	5
		上記以外の基本業務に関する創意工夫について、効果的な提案がなされているか。	5
重点業務	NPOの広域ネットワーク化支援 (中核となるNPOを中心とした主体的・継続的なネットワークの定着に向けた取組、成果目標等)	10	
	若者・移住者のNPO参画支援 (若者等の主体的プロジェクトの支援、NPOによる若者等の円滑な受け入れ支援、成果目標等)	10	
運営体制	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	5	
	広域的に機動性のある活動を展開することが可能であるか。	5	
予算	基本業務、重点業務それぞれについて、収支予算書が適切な配分となっているか。	5	
総合	センター運営目的達成に資する提案であるか。	10	
合計		90	